

都民安全推進本部総合推進部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和元年8月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
2	11	2	11	11	346		383

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和元年8月分）

（都民の声）

技能実習生が持っている在留カードの在留資格欄の記載のされ方について伺いたい。技能実習の場合、この欄には単に「技能実習」とあるのか、あるいは、例えば「技能実習1号ロ」「技能実習2号イ」のように、より詳細な内容が記載されるのか、どちらが正しいか教えてほしい。

（対応）

在留カードの在留資格欄には、「技能実習1号ロ」や「技能実習2号イ」のように、より詳細な内容が記載されます。

都の「外国人労働者雇用マニュアル」に掲載している在留カードの見本は「留学生」のものですが、法務省と厚生労働省が設立した外国人技能実習機構が発行している「技能実習生手帳」という冊子には、「技能実習生」の在留カードの見本が掲載されておりますので、参考にしてください。

都の「外国人労働者雇用マニュアル」は以下のリンクから

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/about/pdf/poster-leafret/30manual.pdf>

▶ （都民の声）

高齢者安全運転支援装置設置補助制度を利用しようとして取扱店舗に連絡したが、対応していない車種と言われた。他の店舗に相談しようと思うが、取扱店舗は今後も変わらないのか。

（対応）

都は、令和元年7月に高齢者安全運転支援装置設置補助制度を開始しました。

本制度にかかる装置の販売・設置を取り扱う事業者については、随時募集しています。今後事業者を追加した場合は、都民安全推進本部総合推進部交通安全課ホームページに掲載しますので、最新の取扱事業者の一覧や店舗連絡先等についてはホームページをご覧ください。

なお、事業者により取り扱う装置の種類は異なります。お持ちの車が装置に適合した車種であるかどうか等については、事業者店舗にご相談ください。

高齢者安全運転支援装置設置補助制度の詳細は以下のリンクから

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/koureisha/hojokin/>

店舗を地図から探す場合は以下のリンクから

https://www.google.com/maps/d/embed?mid=1dguUfjgK8oyde54_x6xPed_yjJ2S9J5o&ll=35.697375550577824%2C139.49466287717223&z=11